

前文について

(1) 報告書(案)の内容

川崎市は多摩川と多摩丘陵の恵みを受け、首都圏の臨海工業地帯の一役を担いながら成長してきました。そして、今、産業構造の転換が進み、低成長の時代となり、地球環境問題、少子・高齢化、地方分権に伴う行財政改革の必要性など、多くの複雑な課題も現れてきています。

これらの課題に対応していくには、身近な地域から始まる、市民一人ひとりの取組が重要であり、「自分たちが住むまちのことは自分たちでやっていく。市民だけでできないことは市政に信託する。」という自治の基本に立ち返ることが必要です。また、市民本位の視点で、情報共有、参加と協働を原則とし、市民、議会及び市長その他の執行機関の役割と責務を明らかにし、お互いを理解し、尊重しながら、新しい自治のかたちを作り出す必要があります。

私たちは、先人の残してくれた貴重な歴史、文化を引き継ぎ、地球市民として、世界平和を願い、良好な環境の中、健康で文化的な生活を送ることのできる持続可能な社会を作っていきます。そして、だれもが愛着と誇りを持ち、こころ豊かに生き生きと自分らしく暮らせるまちを作るため、ここに川崎市自治基本条例を制定いたします。

【解説等】

前文はこの条文の顔であり、全体を表す重要な部分であるとの認識で、下記の点に留意してさらに市民の声を聞き時間の許すかぎり十分に検討を重ねるつもりです。

前文の構成及び内容についてこれまでの検討で合意された基本事項は

条例制定の背景として、当市の地域特性や取り巻く社会環境の急激な変化を述べ、それに伴い様々な課題が生じていることを示します。

その課題解決及び目指す社会像実現(まちづくり)に向けての基本理念として、市民が主権者であること、市民の総意により議会・行政への信託がなされること、を骨子とした「市民自治」を掲げ、それを実現するために「情報共有」、「参加と協働」という基本原則を打ち出します。

「市民自治」の推進により目指すべき当市の社会像について、現実を踏まえつつも格調高く列挙記述します。

以上をうけて、目指す社会像の実現を目的として、当市市民自治の最高規範(ルール)たる「自治基本条例」を制定することを謳います。

(2) 作成委員会における検討の方向性

前文の内容を検討する前に前文の構成を確認する必要があるとの意見に基づき、前文の構成要素について検討した。なお、構成については、前文の文章表現によって前後関係が変動する可能性があることから、現時点では確定させないことが確認された。

前文の構成要素として、次の内容を前文に盛り込むことが確認された。

「制定の背景(自治における現状の課題と解決手段)」

「自治の基本理念・基本原則」「目指す社会像(条例によって目指す社会)」

「条例の目的(制定の理念・目的・将来性)」

(3) 課題

- ・誰が、何に基づき、どのような前文を書くのか。
- ・その前文の修文や決定の手続をどの様にするか。

(4) 寄せられた案

ア 竹井委員

川崎市は多摩川と多摩丘陵の恵みを受け、京浜工業地帯の一役を担い成長してきました。21世紀は、地方の時代であり、成熟化社会を迎える中、広域連携や国際化を進め、地域の資源を活かしながら、多様性と創造性を発揮することが求められる時代です。

これらの求めに応じるためには、「自分たちが住むまちのことは自分たちで決め、自分たちでやっていく。」という自治の基本に立脚し、市民一人ひとりの身近な地域社会における熱意と創意あふれる取り組みが大切です。

このため、私たちはこの条例で、「市民自治」を市民が暮らしている地域社会を市民が治めることと定義し、これに基づき、自治体(川崎市)をつくり、設立した自治体に代表を送ることによって、住民の意思が自治体運営に反映されるとともに、市政を自ら主体的に担うものとなりました。

そして、市民本位の視点で、市民、議会、市長、市の執行機関の役割と責務を明らかにし、お互いを理解し、尊重しながら、情報共有、参加と協働を原則とした、それぞれが公共を担い合う新しい自治の仕組みにより、川崎市を運営していくものとなりました。

私たちは、ここに川崎市自治基本条例を制定し、自らの暮らしや活動が、世代を越えて、地球環境や世界平和に影響を及ぼすことを自覚し、先人の残してくれた貴重な歴史、文化を引き継ぎ、地球市民として、良好な環境の中、健康で文化的な生活を送ることの出来る持続可能な社会を作っていきます。そして、だれもが愛着と誇りを持ち、こころ豊かに生き生きと自分らしく暮らせ、七つの区がそれぞれの個性を発揮される川崎市の創造を願います。

[解説]

(制定の背景) 川崎市の成り立ち、21世紀における置かれている位置

- ・川崎市は北部の丘陵地帯、中部の平原地帯、南部の工業地帯に分かれ、それらを多摩川、二ヶ領用水が結び、それぞれに特徴ある地域を形成してきました。
- ・21世紀初頭の今、地方分権化、首都圏における自治体の広域連携、国際化が進み、低成長経済化、情報化、少子高齢化などの急激な産業と社会の変化を経て到達するであろう成熟化社会において、今まで以上に地域、地域の多様性と創造性が求められています。

(基本理念) 市民自治を基本理念とすること

- ・この多様性と創造性を作り出すため、また、様々な複雑な課題に対応するためには、市民による身近な場所での創意工夫あふれる課題解決の活動が欠かせません。それが自治の基本の「自分たちが住むまちのことは自分たちで決め、自分たちでやっていく。」です。

(基本原則) 市民自治の基本原則

- ・この自治の基本を推進するには、それぞれの役割と責務を明確にし、情報共有、参加と協働を原則とした自治の仕組みを再構築していく必要があります。

(目指す社会像と条例の目的)

- ・今までも、多くの人たちが暮らしやすいまちづくりに取り組んできましたが、私たちの日々の暮らしと活動が、地球規模で次世代に影響を与えることを認識し、そのような地球規模の環境問題、複雑な国際関係による平和の危機などに対しても、身近なところから取り組む力が、人と人とのつながりにより、大きな力を持ち得るような市民社会を目指します。
- ・この川崎市自治基本条例により、広い視野を持った一人ひとりの身近なところから始まるまちづくり活動が推進され、その活動が世界的な広がりにつながることで、次世代に託すことの出来る持続可能な社会が作られていくことを期待します。

イ 末吉委員

私たちのまち川崎市は、東京都と横浜市に隣接し、東京湾に注ぐ多摩川に沿って多摩丘陵から臨海地域におよぶ広さの中に政令指定都市として着実な歩みを進めてきました。

近年、少子高齢化や国際化が進み、高度情報化の進展、産業構造の変革、地球規模での環境重視型社会への移行などにより市民の価値観も多様化し、私たちの生活環境は、福祉や教育面を含めて大きく変化をしてきており、解決すべき様々な課題に直面しています。

私たちのまちを、より暮らしやすく、より心豊かに感じられるまちにするためには、市民が互いに力を合わせてこれらの課題解決に取り組んでいかなければなりません。

課題解決に向けての取り組みは「まちづくり」そのものであり、これからの「まちづくり」には、市民が主体となって行政と協力して活動する「協働」が必須です。

私たちは、真摯な「まちづくり」活動が、誰もが希求する世界平和の実現と安全の確保に寄与していくものと確信します。

「自分たちが住むまちのことは自分たちが主体で決める。」という市民自治の原点を踏まえ、誰もが川崎市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重され、活力に満ち、ゆとりと豊かさを実感できる「自治のまち・川崎市」の実現を目指し、ここに「川崎市自治基本条例」を制定します。

(550字)

【前文起草にあたっての基本事項】

前文の意義：自治基本条例を制定する事由を明らかにすること。

字数：450～600字(北海道737字、高知県612字、杉並区470字、多摩市358字)

文体：格調を備え平易な表現で口語体。用語は前文の中で意味が理解できること。

構成：〔川崎市の所在環境〕

巨大都市・東京都と横浜市に隣接しながら、政令指定都市として着実に歩んできたこと。
多摩丘陵、多摩川、臨海地域で輪郭の一部を表現。

(歴史的沿革、自然の恵みは全市民で共有しにくいので割愛)

〔社会経済状況の変化と市民生活環境へのインパクト〕

- a. 少子高齢化：家族構成・家庭環境の変化 子育て支援・介護体制の整備、
教育環境再構築等
- b. 国際化：国際交流の活発化 外国人市民の増加、人権尊重・権利拡大等
- c. 高度情報化の進展：情報化社会への移行、電腦生活化等
- d. 産業構造の変革：重工業から第三次産業への主役移行、製造部門の国外移転に伴う産業
構造の空洞化、流通機構の変革等
- e. 環境重視型社会への移行：資源再利用・環境保全意識の啓蒙

〔課題解決への取り組み まちづくり 市民が力をあわせて取り組む〕

市民が主体となって行政と協働することが必須

〔まちづくりと平和の実現・安全の確保の関連〕

例えば、外国人市民がまちづくりに参加することにより、国家・民族・宗教・
イデオロギー等を超えて相互理解・親善が深まることが期待され、世界平和の実現に寄与
することになる。安全の確保は安全に関する個別の課題解決を 通じて実現し
ていく。(この記述によって、市民の責務から平和条項を削除)

〔市民自治の前提を踏まえて「自治のまち・川崎市」の実現を目指し、「川崎市自治基本条
例」を制定する〕